



目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (")	1
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	1
◎休猟区の指定 (")	2
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定及び告示の廃止 (")	2
◎告示(銃猟禁止区域の設定)の一部改正 (")	6
◎告示(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 (")	6
○保安林の指定 (治山林道課)	6
○道路の区域変更(3件) (道路課)	6
○道路の供用開始(2件) (")	7
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	7
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の名称の変更の届出 (会計企画課)	7
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	7
○土地改良区の定款変更の認可 (")	7
○換地計画の適否決定(香南市) (")	7
○県営土地改良事業の工事の完了 (")	7
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正 <8・17掲示>	9
正 誤	
◎正誤(平21・5・26付け 規則ほか)	10

告 示

高知県告示第543号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
小谷歯科診療所	幡多郡黒潮町上川口877	平21・1・1
高見眼科	宿毛市宿毛5495-15	" " 28

高知県告示第544号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
木下医院	須崎市東古市町4-15	平20・12・31
小谷歯科診療所	幡多郡黒潮町上川口877	" " "
沖薬局	四万十市中村一条通二丁目15	" " "

高知県告示第545号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
金原 浩司	のぞみ鍼灸院	宿毛市中央二丁目4-17-5	平成21年1月26日
山崎 竜	やまもも接骨院	高岡郡四万十町大正200番地1	平成21年7月13日

高知県告示第546号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88

号)第28条第1項の規定に基づき指定した梶ヶ森鳥獣保護区、伊野鳥獣保護区、別枝鳥獣保護区及び佐賀鳥獣保護区について、同条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
梶ヶ森鳥獣保護区	長岡郡大豊町佐賀山の町道梶ヶ森線と同町道から「竜王の滝」に通ずる遊歩道との接点を起点とし、同所から同町道を東進、南進及び西進し同町八畝字カマタキ1193-387に至り、同所から南に延びる稜線を南進しジロウダニ川とクロタキ川との合流点に至り、同所から同川左岸を西進し稜線(同町北川と川又との分水嶺)との接点に至り、同所から同稜線を北進し梶ヶ森から同町北川に通ずる中内林業作業道との接点に至り、同所から同作業道を西進し同町庵谷字カジガナル2774-104の稜線(同町北川と庵谷との分水嶺とトベリキ谷川との接点)に至り、同所からトベリキ谷川を北進し同町庵谷字カジガナル2778-108に至り、同所から東に延びる稜線を東進し同町庵谷字カジガナル2778-124(標高1,234メートル)に至り、同所からカマノオク谷川を東進しサガヤマ谷川との合流点に至り、同所から東に延びる稜線を東進し同遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成21年11月15日から平成31年11月14日まで
伊野鳥獣保護区	吾川郡いの町枝川の県道朝倉伊野と同町と高知市との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南進し県道高知土佐との交点に至り、同所から同県道を西進及び南西進し町道八田池ノ内本線との接点に至り、同所から同町道を南西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南西進し旧県道高知土	平成21年11月1日から平成31年11月14日まで

	佐との接点に至り、同所から同旧県道を南西進及び西進し県道高知南環状との接点に至り、同所から同県道を北進し町道音竹線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道天神池ノ内線との接点に至り、同所から同町道を北西進及び北進し町道奥名西線との接点に至り、同所から同町道を東進し町道奥名1号線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道諸枝は友線との接点に至り、同所から同町道を東進及び北進し国道33号との接点に至り、同所から同国道を東進し県道朝倉伊野との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	
別枝鳥獣保護区	吾川郡仁淀川町別枝の林道別枝線と林道鳥形山線との接点を起点とし、同所から同林道を南進し林道大引割線との接点に至り、同所から同林道を南進し歩道(四国の道・天狗高原への道)との接点に至り、同所から同歩道を南進、南東進及び南西進し同町と高岡郡津野町との境界との接点に至り、同所から同境界を西進し吾川郡仁淀川町及び高岡郡津野町と愛媛県との境界との接点(標高1,484.9メートルの天狗高原三角点)に至り、同所から同境界を北進し吾川郡仁淀川町別枝字生芋から同県上浮穴郡久万高原町に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東進し林道別枝線との接点に至り、同所から同林道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成21年11月1日から平成31年11月14日まで
佐賀鳥獣保護区	黒潮消防署(幡多郡黒潮町白浜237-1)先の国道56号を起点とし、同所から同国道を北東進及び北進し同国道と土佐くろしお鉄道株式会社中村線との交点(横浜トンネル南口)に至り、同所から土佐くろしお鉄道株式会社中村線を北進し町道馬地中角線との交点に至り、同所から同町道を北進し伊与木川右岸との交点(宮前橋西詰め)に至り、同所から同右岸を北進し旧藤縄	平成21年11月15日から平成31年10月14日まで

橋西詰め跡地に至り、同所から南東120度の方位を見通す線を直進し同国道との交点に至り、同所から同国道を南東進し町道ホソ田中角線との接点に至り、同所から同町道を南進及び南東進し町道芝明神線との接点に至り、同所から同町道を南東進し県道中土佐佐賀との接点に至り、同所から同県道を北東進し町道熊野浦海岸線との接点に至り、同所から南東を見通す線を直進し満潮位の海岸線に至り、同所から南東を見通す線を直進し沖合500メートルの地点に至り、同所から同海岸線と平行に南西進し起点から南東の方位の同海岸線から沖合500メートルの地点に至り、同所から北西を見通す線を直進し同海岸線に至り、同所から北西を見通す線を直進して起点に達する線に囲まれた区域
--

高知県告示第547号
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定に基づき次のとおり休猟区の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。
 平成21年8月28日
 高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
羽根東休猟区	室戸市の森林管理道羽根線と同市と安芸郡北川村との境界との接点を起点とし、同所から同境界を東進し旧羽根村と旧佐喜浜町との境界との接点に至り、同所から同境界を南東進し旧羽根村と旧吉良川町との境界との接点に至り、同所から同境界を南西進し海老ヶ峠に至り、同所から北に延びる歩道を北進し標高763.5メートルの三角点から南西に延びる尾根との接点に至り、同所から同尾根を北東進し同森林管理道の起点へ延びる尾根との接点に至り、同所から同尾根を北西進し同森林管理道の起点に至り、同所から同森林管理道を北進及び北西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成21年11月15日から平成24年11月14日まで

高知県告示第548号
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示し、平成15年10月高知県告示第606号(銃猟禁止区域の設定)は、平成21年11月14日限り廃止する。
 平成21年8月28日
 高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
平和特定猟具使用禁止区域(銃)	高知市春野町内ノ谷の広域農道大津鷺尾線と広域農道高崎池ノ上線との接点を起点とし、同所から同広域農道を南進し県道弘岡下種崎との交点に至り、同所から同県道を北西進し市道春野町683号線との接点に至り、同所から同市道を北進し広域農道大津鷺尾線との交点に至り、同所から同広域農道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成21年11月15日から平成31年11月14日まで	銃器
種間越特定猟具使用禁止区域(銃)	高知市春野町仁ノの県道高知春野と市道春野町985号線との交点を起点とし、同所から同市道を北西進し市道春野町989号線との接点に至り、同所から同市道を南西進及び北西進し市道春野町990号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し終点に至り、同所から同市春野町仁ノ字スゲノ谷の記念碑(軍旗奉焼乃地)に延びる谷及び稜線を北進し同記念碑に至り、同所から同市春野町仁ノ字柳ヶ内の大谷山山頂(標高127メート	平成21年11月15日から平成31年11月14日まで	銃器

	ル)に延びる稜線を東進し同山頂に至り、同所から南西に延びる稜線を南西進及び南進し同山頂付近から同県道に通ずる歩道と同県道との接点に至り、同所から同県道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域		
室戸広域公園 室戸市中央公園 特定猟具使用禁止区域(銃)	室戸市室戸岬町耳崎の国道55号と市道菜生耳崎線との接点を起点とし、同所から同国道を北西進及び北東進し市道渡川線との接点に至り、同所から同市道を北東進し県道室戸公園線(室戸スカイライン)との接点に至り、同所から同県道を東進し室戸広域公園の区域と民有地との境界である尾根との接点に至り、同所から同尾根を北進し蔵戸谷川との接点に至り、同所から同川を北進し磯道谷川との接点に至り、同所から同川を東進、南進及び東進し市道室戸広域公園線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道椎名室戸線との接点に至り、同所から同県道を東進し旧市道岬テレビ線との接点に至り、同所から同旧市道を南進し同広域公園の区域と民有地との境界との接点に至り、同所から同境界を南進し同旧市道との接点に至り、同所から同旧市道を南進し県道室戸公園線との接点に至り、同所から同県道を北進し菜生谷川との接点に至り、同所から同川を西進し市道菜生耳崎線との交点に至り、同所から同市道を北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成21年11月15日から平成28年11月14日まで	銃器
パシフィック C.C. 特定猟	南国市久礼田のパシフィックカントリークラブゴルフ場の区域(天行寺鳥獣保護区の区域を除く。)及び同市天行寺の天行	平成21年11月15日から平成31年11月14日まで	銃器
具使用禁止区域(銃)	寺鳥獣保護区の境界の四国電力株式会社の送電線(新改高知線)の鉄塔を起点とし、同所から同送電線を東進し同鳥獣保護区と香美市との境界に至り、同所から同境界を南進し同市と久礼田銃猟禁止区域との境界に至り、同所から同境界を西進し同銃猟禁止区域と同ゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を北進して起点に達する線に囲まれた区域		
八幡特定猟具使用禁止区域(銃)	南国市岡豊町八幡の県道八幡大津の岡豊橋北詰めを起点とし、同所から同県道を北東進し県道北本町領石との接点に至り、同所から同県道を北東進し岡豊八幡宮参道の東の同市岡豊町八幡と岡豊町笠ノ川との境界(堤)との交点に至り、同所から同境界を東進し笠ノ川右岸との接点に至り、同所から同右岸を南進し国道32号(高知東道路)との交点に至り、同所から同国道を南西進し国分川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成21年11月15日から平成31年11月14日まで	銃器
高岡南特定猟具使用禁止区域(銃)	土佐市中島の国道56号と仁淀川右岸の堤防との交点(仁淀川大橋南詰め)を起点とし、同所から同堤防を南東進し波介川左岸の堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西進及び西進し県道土佐伊野との交点(弥九郎橋北詰め)に至り、同所から同県道を南進し同川右岸の堤防との交点(弥九郎橋南詰め)に至り、同所から同堤防を西進し市道下波介塚地線との交点に至り、同所から同市道を南進及び西進し市道片山鷲ヶ谷線との接点に至り、同所から同市道を南	平成21年11月15日から平成31年11月14日まで	銃器
	進し農道初田道路との接点に至り、同所から同農道を西進及び北進し市道初田大谷線との接点に至り、同所から同市道を西進及び北進し市道大谷東谷線との接点に至り、同所から同市道を北進及び西進し市道下波介塚地線との接点に至り、同所から同市道を北進し同堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西進し市道市役所前尾崎橋線との接点に至り、同所から同市道を北進し同県道との接点に至り、同所から同県道を東進し同国道との接点に至り、同所から同国道を東進して起点に達する線に囲まれた区域		
中川内特定猟具使用禁止区域(銃)	土佐市甲原の市道カシオ藤崎線の国床橋南詰めを起点とし、同所から同市道を南進し国道56号との接点に至り、同所から同国道を北東進し市道豊田ハラタ線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道ウルシノ木原ヶ崎線との接点に至り、同所から同市道を東進し同市甲原字定物沢と字川ノ丁との字界の農道との接点に至り、同所から同農道を南進し波介川左岸の堤防との接点に至り、同所から同堤防を南西進し宮ノ内川左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進し市道東鴨地本村線の東鴨地橋東詰めに至り、同所から同市道を西進し市道東鴨地宮ノ内線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道徳安線との接点に至り、同所から同市道を北進及び北西進し終点に至り、同所から同市甲原字大谷の通称大谷山に延びる谷を北進し同山山頂(標高292メートル)に至り、同所から東に延びる稜線を東進し市道貞康北ヤシキ線の終	平成21年11月15日から平成31年11月14日まで	銃器

	点に至り、同所から同市道を南進及び東進し甲原川右岸の岡鼻橋南詰めに至り、同所から同右岸を東進して起点に達する線に囲まれた区域		
西鴨地特定猟具使用禁止区域(銃)	土佐市本村の国道56号と市道本村宮ノ内永野線との交点を起点とし、同所から同市道を南東進し市道フノ上宮ヶ谷線との接点に至り、同所から同市道を南進及び南西進し同市道の終点から西部水道本村中継所(水道タンク)に通ずる農道との接点に至り、同所から同農道を南西進し同中継所に至り、同所から南西に延びる稜線を南西進し通称歌山山頂(標高174メートル)に至り、同所から北西に延びる稜線を北西進し市道鶴坂線と同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成21年11月15日から平成31年11月14日まで	銃器
吾桑多ノ郷特定猟具使用禁止区域(銃)	須崎市多ノ郷字大間の国道56号と市道御手洗川線との接点を起点とし、同所から同市道を北西進し県道上分多ノ郷との接点に至り、同所から同県道を西進及び北西進し市道坂ノ川清行2号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道宮ノ川内3号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道正ノ岡宮ノ川内線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道正ノ岡1号線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び北進し市道緑町宮ノ川内線との接点に至り、同所から同市道を南東進し県道上分多ノ郷との接点に至り、同所から同県道を東進し市道大間東町緑町線との接点に至り、同所から同市道を北進及び東進し市道緑町2号線との接点	平成21年11月15日から平成31年11月14日まで	銃器
竹島特定猟具使用禁止区域(銃)	四万十市下田の県道中村下田ノ口と県道下田港との接点を起点とし、同所から同県道を北西進し市道佐岡下田分岐点線と国道56号との接点に至り、同所から同市道を北西進し県道安並佐岡との接点に至り、同所から同県道を北進し市道八宗田線と国	平成21年11月15日から平成25年11月14日まで	銃器
	に至り、同所から同市道を南進し市道西崎町緑町3号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道緑町1号線との接点に至り、同所から同市道を北東進及び南東進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北進し国道494号との接点に至り、同所から同国道を北進し同市と高岡郡佐川町との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し四国旅客鉄道株式会社土讃線の桜川第2橋梁に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を南東進し同市為貞の第3種踏切の市道為貞6号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道尾殿為貞神田線との接点に至り、同所から同市道を南東進し県道浦ノ内仏坂多ノ郷停車場との接点に至り、同所から同県道を南西進し市道神田和田1号線との接点に至り、同所から同市道を南進及び西進し県道須崎仁ノとの接点に至り、同所から同県道を南進し市道大峰押岡線との接点(押岡橋北詰め)に至り、同所から同市道を南進及び北西進し県道野見港との接点(大峰橋南詰め)に至り、同所から同県道を北進及び西進し市道西崎町15号線との接点に至り、同所から同市道を西進し国道56号との接点に至り、同所から同国道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域		
中村特定猟具使用禁止区域(銃)	道439号との接点に至り、同所から同市道を東進し市道安並クリ石線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道安並ユウショウカク線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道高井走り川線との接点に至り、同所から同市道を北東進し同市道の終点に至り、同所から石見寺山に通ずる歩道を北東進し石見寺山三角点(標高410.9メートル)の同市と幡多郡黒潮町との境界に至り、同所から同境界を南東進及び南西進し高知西南地区土地改良事業竹島換地工区の境界との接点に至り、同所から同境界を北西進、南東進、北進、南東進及び南進し市道双海線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道双海ヤンキ線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道中村下田ノ口との接点に至り、同所から同県道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成21年11月15日から平成22年11月14日まで	銃器
	四万十市中村の後川橋北詰めを起点とし、同所から国道439号を北進し県道安並佐岡との接点に至り、同所から同県道を南東進し市道佐岡下田分岐線との接点に至り、同所から同市道を南東進し国道56号との接点に至り、同所から同国道を西進し市道角崎線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道畑ノ下中山門ヤンキ線との接点に至り、同所から同市道を西進及び南進し県道山路中村との接点に至り、同所から同県道を西進し同市不破のサイクリングロードの終点に通ずる通路との接点に至り、同所から同通路を南進しサイクリングロードの終点に至り、同所から南東を見通す線を		

<p>南東進し国道321号線と市道甲ヶ峯線との接点に至り、同所から同市道を南東進し中筋川左岸にある国土交通省設置の中筋川距離票2K/800に至り、同所から同川右岸にある同省設置の中筋川距離票2K/800を見通す線を南進し農道クケチ〜ヘイ元線との交点に至り、同所から同農道を北西進し市道坂本山路線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道坂本森沢線との接点に至り、同所から同市道を西進し同省管理道との接点に至り、同所から同管理道を西進し同右岸にある同省設置の中筋川距離票6K/000に至り、同所から同川左岸にある同省設置の中筋川距離票6K/000を見通す線を北進し国道56号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道工業団地1号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道豊後谷線との接点に至り、同所から同市道を西進し同市道の終点に至り、同所から農道を北西進し通称入田越歩道との接点に至り、同所から同歩道を北進し通称高森山歩道との接点に至り、同所から同歩道を東進しNHK中村スタジオ中継所に至り、同所からNHK専用道路を北東進し市道具同入田線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道入田1号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道具同三里線との接点に至り、同所から同市道を南東進し農道中村下ノ加江との交点に至り、同所から同県道を北東進し市道百笑堤防線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道城西線との接点に至り、同所から同市道を北東進し国道441号との接点に至り、</p>	<p>同所から同国道を北西進し大用寺橋南詰めに至り、同所から同橋を北進し同橋北詰めに至り、同所から東を見通す線を東進し後川左岸の堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>				
	<p>荒川特定猟具使用禁止区域(銃)</p>	<p>四十市荒川の国道56号と辰ノ口橋北詰めとの接点を起点とし、同所から同国道を東進し四十市荒川301-1地先の歩道との接点に至り、同所から同歩道を南進し旧中筋川左岸との接点に至り、同所から同左岸を西進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成21年11月15日から平成31年11月14日まで</p>	銃器	
	<p>月見山特定猟具使用禁止区域(銃)</p>	<p>香南市香我美町岸本の国道55号と県道奥西川岸本との接点を起点とし、同所から同県道を北西進及び北東進し同市香我美町徳王子字北島の四国電力株式会社の高圧送電線の直下との交点に至り、同所から同高圧送電線の直下を東進し県道撫川夜須との交点に至り、同所から同県道を南進し同国道との接点に至り、同所から同国道を西進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成21年11月15日から平成31年11月14日まで</p>	銃器	
	<p>吉野特定猟具使用禁止区域(銃)</p>	<p>香美市香北町吉野の国道195号と市道吉野線との接点を起点とし、同所から同市道を南進及び東進し通称イノ谷との交点に至り、同所から同谷を南進し宝珠寺に通ずる歩道との接点に至り、同所から南に延びる稜線を南進し吉野三角点(標高359.18メートル)から西に延びる稜線との接点に至り、同所から同稜線を西進及び北西進し通称鳥越山山頂(標高271メートル)に至り、同所から通称イチ谷を北</p>	<p>平成21年11月15日から平成31年11月14日まで</p>	銃器	
	<p>進し同国道との交点に至り、同所から同国道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>				
<p>美良布特定猟具使用禁止区域(銃)</p>	<p>香美市香北町白川の旧香北町と旧土佐山田町との境界と県道日ノ御子土佐山田との交点を起点とし、同所から同県道を東進し県道久保大宮との接点に至り、同所から同県道を東進及び南進し更に新在所橋を経て国道195号との接点に至り、同所から同国道を西進し旧香北町と旧土佐山田町との境界との交点に至り、同所から同境界を北進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成21年11月15日から平成31年11月14日まで</p>	銃器		
<p>八王子特定猟具使用禁止区域(銃)</p>	<p>香美市土佐山田町秦山町二丁目の四国旅客鉄道株式会社土讃線と県道前浜植野との交点を起点とし、同所から同県道を北進し市道植線との接点に至り、同所から同市道を東進及び南東進し四国旅客鉄道株式会社土讃線との交点に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を北東進し四国電力株式会社の送電線の直下との交点に至り、同所から同送電線の直下を南東進及び南進し市道2001号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道予岳南道線との交点に至り、同所から同市道を北進し四国旅客鉄道株式会社土讃線との交点に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を西進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成21年11月15日から平成31年11月14日まで</p>	銃器		
<p>宇治川特定猟具使用禁止区域(銃)</p>	<p>吾川郡いの町枝川の国道33号と町道諸枝は友線との接点を起点とし、同所から同町道を南進及び西進し町道奥名1号線との接点に至り、同所から同町道を南進し町道奥名西線との接点に至り、</p>	<p>平成21年11月15日から平成31年11月14日まで</p>	銃器		

	至り、同所から同町道を西進し町道天神池ノ内線との接点に至り、同所から同町道を南進し町道音竹線との接点に至り、同所から同町道を南西進し県道高知南環状との交点に至り、同所から同県道を北進し同国道との接点に至り、同所から同国道を東進して起点に達する線に囲まれた区域		
黒石特定猟具使用禁止区域(銃)	高岡郡四万十町本堂の県道上ノ加江窪川と県道興津仁井田停車場との交点を起点とし、同所から同県道を北西進し東又川左岸との交点(東又川橋東詰め)に至り、同所から同左岸を東進し県道上ノ加江窪川との交点(弘見橋南詰め)に至り、同所から同県道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成21年11月15日から平成31年11月14日まで	銃器
入野特定猟具使用禁止区域(銃)	幡多郡黒潮町下田の口の国道56号と県道中村下田ノ口との接点を起点とし、同所から同国道を北東進し農道みのこし線との接点に至り、同所から同農道を北西進し公園連絡道との接点に至り、同所から同連絡道を北西進及び東進し農道七貫スケン谷線との接点に至り、同所から同農道を東進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進及び南東進し町道東八反芝線との接点に至り、同所から吹上川右岸の河口を見通す線を南西進し同河口の満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し入野漁港防波堤との接点に至り、同所から同防波堤の外周を南西進し蛸瀬川左岸の河口に至り、同所から同左岸を北西進及び南西進し同県道との交点(蛸瀬橋北詰め)に至り、同所から同県道を南東進し同川右岸との	平成21年11月15日から平成22年11月14日まで	銃器

交点(蛸瀬橋南詰め)に至り、同所から同右岸を南西進、西進及び北進し大方西部地区県営ほ場整備事業下田ノ口の外周農道との交点に至り、同所から同農道を西進及び北西進し土佐くろしお鉄道株式会社中村線との交点(第5田ノ口橋梁)に至り、同所から同農道を延長した線上を直進し同国道との交点に至り、同所から同国道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域(入野浜鳥獣保護区の区域を除く。)			
---	--	--	--

高知県告示第549号
平成12年9月高知県告示第566号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正し、平成21年11月15日から施行する。
平成21年8月28日
高知県知事 尾崎 正直

表の入野銃猟禁止区域の項及び中村銃猟禁止区域の項を削る。
高知県告示第550号
平成18年11月高知県告示第735号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成21年11月15日から施行する。
平成21年8月28日
高知県知事 尾崎 正直

表の室戸広域公園室戸市中央公園銃猟禁止区域の項を削る。
高知県告示第551号
次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
平成21年8月28日
高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町杉ノ川字大蔵乙470の1
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにす

る伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、当該指定の日から10年を超えない期間内に行う伐採については、イにかかわらず、主伐として伐採をすることができる。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第552号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成21年8月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
香南市香我美町山北字大車前草2365番4から香南市香我美町山北字大車前草2365番1まで	前	8.5 } 15.0	32
	後	8.5 } 11.0	

高知県告示第553号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成21年8月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

高岡郡四万十町寺野 字下寺野76番1から 高岡郡四万十町寺野 字下寺野576番1地 先まで	前	3.3 ㄥ 21.0	153
	後	3.3 ㄥ 21.0	153

高知県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年8月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村大方自転車道
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
四万十市不破字三代 割1846番1地先から 四万十市不破字三代 割1836番1地先まで	前	4.0	35	
	後	A	4.0	35
		B	4.0 ㄥ 4.6	47

高知県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年8月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

--	--	--	--

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町寺野字下寺野76番1から 高岡郡四万十町寺野字下寺野576番1地先まで	153	平成21年8月28日

高知県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年8月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村大方自転車道
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市不破字三代割1846番1地先から 四万十市不破字三代割1836番1地先まで	47	平成21年8月28日

高知県告示第557号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡越知町越知字西窪乙541番地2から532番地に至る延長120メートルの道

高知県告示第558号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の主たる事業所の名称の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市稲荷町103
有限会社 近森産業
代表取締役 近森 正久

(変更後) 高知市稲荷町103
株式会社近森産業
代表取締役 近森 正久

- 2 変更年月日
平成20年11月28日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田堰井筋土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所
(退任)
理事 依光 淑暁 香美市土佐山田町中野406

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東洋町野根土地改良区の定款の変更を平成21年8月13日に認可した。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、香南市の行う夜須地区（加増換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成21年8月28日から同年9月30日まで
- 3 縦覧場所
香南市役所香我美庁舎
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定

により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。
平成21年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業(区画整理)
- (2) 地区名
上ノ加江地区
- (3) 工事完了年月日
平成20年12月9日
- 2 (1) 土地改良事業の名称
中山間地域総合整備事業(区画整理)
- (2) 地区名
窪川西部地区
- (3) 工事完了年月日
平成21年1月17日
- 3 (1) 土地改良事業の名称
中山間地域総合整備事業(用排水路)
- (2) 地区名
窪川西部地区
- (3) 工事完了年月日
平成21年1月17日
- 4 (1) 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業(区画整理)
- (2) 地区名
東又東部地区
- (3) 工事完了年月日
平成21年3月15日
- 5 (1) 土地改良事業の名称
広域営農団地農道整備事業(農道)
- (2) 地区名
高知西南地区
- (3) 工事完了年月日
平成21年3月31日
- 6 (1) 土地改良事業の名称
広域営農団地農道整備事業(農道)
- (2) 地区名
高知西南2期地区
- (3) 工事完了年月日
平成21年3月31日
- 7 (1) 土地改良事業の名称
中山間地域総合整備事業(区画整理)
- (2) 地区名
土佐地区
- (3) 工事完了年月日
平成21年3月26日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第46号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成21年8月17日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

表中

「

高知市	さえんば保育園	高知市中宝永町4番9号	平成20年8月8日
-----	---------	-------------	-----------

」

を

「

高知市	さえんば保育園	高知市菜園場9番4号	平成21年8月17日
-----	---------	------------	------------

」

に、

「

〃	高知市福寿園元気ふれあい館	高知市福井町748番地	平成19年7月9日
---	---------------	-------------	-----------

」

を

「

〃	高知市福寿園元気ふれあい館	高知市福井町748番地	平成19年7月9日
〃	高知市西部健康福祉センター	高知市鴨部860番地1	平成21年8月17日

」

に、

「

本山町	本山町プラチナセンター	長岡郡本山町本山569番地1	〃
-----	-------------	----------------	---

」

を

「

芸西村	芸西村生涯学習館	安芸郡芸西村和食甲1262番地	平成21年8月17日
本山町	本山町プラチナセンター	長岡郡本山町本山569番地1	平成18年9月8日

」

に、

「

土佐町	土佐町立中央福祉センター	土佐郡土佐町土居989の1	平成18年9月8日
-----	--------------	---------------	-----------

」

	ター		
--	----	--	--

を

「

土佐町	土佐町立中央福祉センター	土佐郡土佐町土居989の1	〃
-----	--------------	---------------	---

」

に改める。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平21・5・26	9143	◎規則	1	左 (38・39)	<u>(平成12年高知県条例第32号)</u>	<u>(平成12年法律第32号)</u>
		○告示		中 (6)	<u>香美市土佐山田町大法寺字トコロバヤシ1074の1 (次の図に示す部分に限る。)</u>	香美市土佐山田町大法寺字トコロバヤシ1074の1
				中 (10)	<u>電気工作物施設用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部 治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)</u>	電気工作物施設用地とするため
平21・6・5	9146	◎告示	1	右	" 宿毛支店平田出張所 " 清水支店 宿毛支店平田出張所 清水支店
					" 清水 " 清水 "
平21・8・4	9163	◎告示	1	右	" 比島 " 比島 "